

ID: 85

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	受給資格証の更新		
例規名 根拠条項	八頭町特別医療費助成条例施行規則 第6条		
例規番号	平成17年規則第66号		
<p>【根拠条文】 (受給資格証の更新) 第6条 受給資格証の更新を受けようとする者は、当該受給資格証の有効期間の終了の日の30日前までに特別医療費受給資格証更新申請書(様式第1号)に前条第2項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日